公　告

諸事項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第１３８７号
京都市伏見区横大路富ノ森町70番地32
債務者　谷口　忠司
1　決定年月日時　平成25年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１３９８号
京都市左京区一乗寺西杉ノ宮町55番地　若竹荘23号
債務者　髙橋　政治
1　決定年月日時　平成25年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１４００号
京都市西京区大原野北春日町546番地　ウィンディア春日203号
債務者　阿波島弓子（旧姓片野）
1　決定年月日時　平成25年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１４０４号
京都府八幡市男山香呂４番地―Ａ48―203
債務者　川嶋　陽子
1　決定年月日時　平成25年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１４０５号
京都市南区唐橋芦辺町５番地　唐橋市営住宅３棟402号
債務者　村井ひとみ
1　決定年月日時　平成25年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第６６号
京都府京丹後市峰山町杉谷946番地
債務者　武元　康広
1　決定年月日時　平成25年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２５年（フ）第３２８号
奈良県宇陀市室生無山791番地
債務者　石本きみ子
1　決定年月日時　平成25年12月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第３３０号
奈良県香芝市五位堂２丁目580番地　北野荘６号
債務者　今川美知子
1　決定年月日時　平成25年12月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第１５５号
松江市古曽志町567番地266
債務者　森岡　武志
1　決定年月日時　平成25年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
松江地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４３号
香川県三豊市三野町大見甲930番地　ふじげんハイツ201号
債務者　金　　賢
1　決定年月日時　平成25年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２５年（フ）第５８１号
大阪府阪南市尾崎町509番地の３―106号
債務者　大島由美子
1　決定年月日時　平成25年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月19日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第６０２号
大阪府和泉市光明台３丁目１番11―401号
債務者　鈴木　元美
1　決定年月日時　平成25年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月19日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第３７５号
山梨県西八代郡市川三郷町岩間1888番地２
債務者　笠井　千鶴
1　決定年月日時　平成25年12月20日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月20日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１３２号
香川県坂出市西庄町1638番地　養護老人ホームウエストガーデン
債務者　能登　昭三
1　決定年月日時　平成25年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月20日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２５年（フ）第８９７号
神戸市灘区水道筋５丁目１番２号　パールメゾン灘502、従前の住所神戸市長田区西山町４丁目33番１―202号
債務者　髙橋　亮介
1　決定年月日時　平成25年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２４７号
兵庫県宝塚市栄町２丁目１番１－Ｅ－505号
債務者　小渕　　周
1　決定年月日時　平成25年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月21日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係